

特例猶予を受けた方も
ご利用いただけます！

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で
ご相談ください！
（納期限前から相談できます）

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則として1年間納税が猶予されます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
（裏面をご参照ください。）

令和2年9月

 国税庁

猶予制度の詳細はこちら



まずは所轄の税務署（徴収担当）へ電話で、ご相談ください

- 猶予制度に関する個別のお問合せについては、所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

所轄の税務署を調べる



個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則として 1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（納税の猶予：国税通則法第46条）

